

北上市告示乙第96号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等の告示（平成20年北上市告示乙第42-10号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月1日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>別表第1（第1、第3関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域として、<u>令和4年3月29日現在</u>において定められているそれぞれの地域をいう。</p> <p>2 [略]</p>	<p>別表第1（第1、第3関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域として、<u>令和5年3月24日現在</u>において定められているそれぞれの地域をいう。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	